

暮らし **得** 情報

6
JUNE 2010

MARUTOKU

- 県消費生活センターにご相談ください! …1
- あなたの周りに多重債務で悩んでいる方はいませんか? …2.3
- 暮らしのミニ知識 他 ……………4

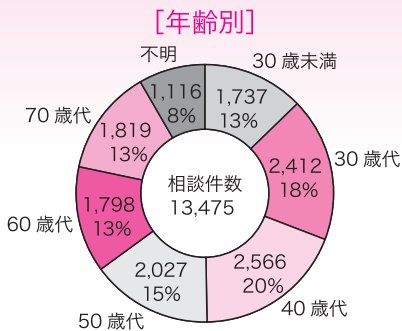
消費者トラブルでお困りのとき、わからないとき

消費生活センターにご相談ください!

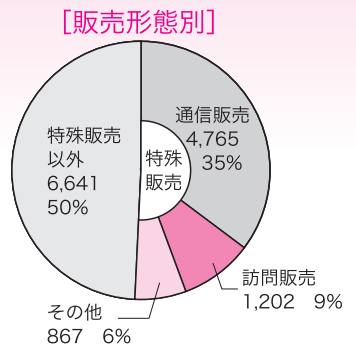
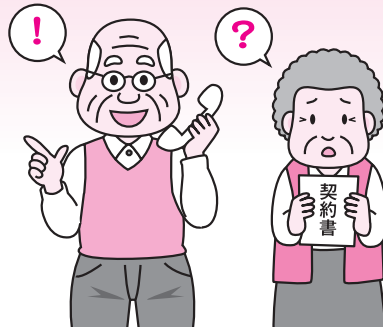
長野県は5箇所の消費生活センターでみなさまから消費生活に関するご相談をお受けしています。相談は、お電話または来所いただいております。お気軽にご相談ください。連絡先は、巻末(4ページ)にあります。

平成21年度は、全県で **13,475** 件のご相談をいただきました。

どんな年齢の方からの相談が多いの?



どんな内容の相談が多いの?



- 若者から高齢者まで幅広い年齢層の方からご相談をいただいています。
- 前年度と比較すると、60歳代以上の高齢者の割合が増えています。

- 特殊販売と特殊販売以外がそれぞれ半々となっています。
- 特殊販売のうちの通信販売の割合が高くなっていますが、この中にはカタログやインターネットなど一般的な通信販売のほか、身に覚えのない架空請求などが含まれています。

特殊販売とは・・・ 訪問販売、電話勧誘販売、通信販売など特定商取引法に定められた5類型をいいます。店舗での契約と異なり、消費者トラブルが生じやすいため、事業者が守るべきルールや消費者を守るルールが定められています。

こんなことに気をつけて! (比較的多い相談)

架空請求 はがきや携帯電話のメールなどで身に覚えのない料金の請求が送られる。

対処方法 まったく身に覚えがなければ無視してください。相手は、大勢の消費者に同一内容の請求をしています。驚いて連絡すると相手方に個人情報を知らせることになり、さらにしつこく請求してきます。携帯電話でひんぱんに請求が送られて困惑する場合は、「一括着信拒否」「迷惑メール撃退サービス」などの方法で対処しましょう!



訪問販売 自宅に見知らぬ業者が訪問し、長時間粘られて断りきれず、高額な健康食品を契約してしまった。

対処方法 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、相手方に無条件で解約を申し出ることができます。(クーリング・オフ制度) 支払ったお金の返金や相手方の負担での商品の引取りを請求できます。

通信販売 インターネットで洋服を購入し先に代金を振り込んだが、届いたらイメージと違っていた。

対処方法 通信販売は便利な面もありますが、店舗での買い物と異なり、商品を手にとって確かめることができません。返品に応じてもらえるかどうかは事業者の返品に関する規定が基準となります。商品が届かなかったり、不良品だったりした場合は、注文通りの商品を請求できます。

あなたの周りに多重債務で悩んでいる方はいませんか？

借金問題は必ず解決できます！
ひとりで悩まず、まずは相談してください

多重債務に気をつけて！

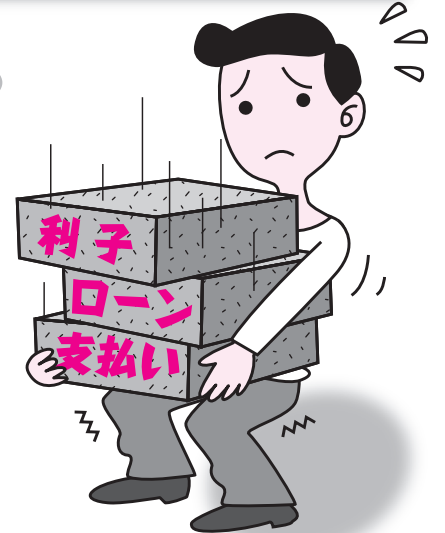
安易にクレジットやローンを繰り返してしまい、借金の返済に充てるために他の金融業者から借り入れる行為を繰り返し、借りていたお金が返せなくなる「多重債務」に陥るケースが増えており、大きな社会問題となっています。借りたお金には利息がかかること、契約した期間内に返済しないと遅延損害金が発生してしまうことなど、もう一度契約内容をよく確認し、安易な借り入れには十分注意しましょう。

あなたは

こんなことで困っていませんか？

あの人は

- 完済（借金を返し終わる）のめどがたたない
- 返済を続けているのに、借金がなかなか減らない
- 返済のために借金をしている
- 貯金がなく、収入の2割以上を返済にあてていて生活が苦しい
- いくつもの商品を分割払いで購入し、支払いを続けていて生活が苦しい



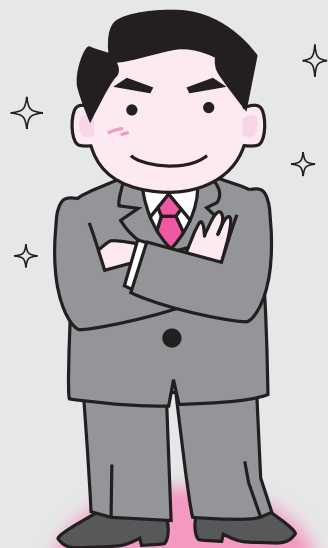
1つでも該当する項目があったら、借金を整理する必要が高いといえます。

今すぐ、解決に向けた行動をおこしましょう。

- ・返済のために借金を重ねても、借金は増えるばかりです。
 - ・借金の整理をする際、弁護士等にかかる費用は一時立て替えや分割払いもできる場合があります。
 - ・弁護士等に債務整理の依頼をすると、厳しい取り立ても止まります。
- ※債務整理の方法には、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産があります。

消費生活センターでは、あなたの借金の状況を伺い、弁護士等へつなぐお手伝いをします。まずはお近くの県消費生活センター又はお住まいの市町村消費生活相談窓口へ相談してください。

多重債務に陥らないための自己管理



- ・ 自己の収入の範囲での生活を心がけ、安易に借金をしないことが最も重要です。家計簿をつけて、自分の支出について見直してみるのも良いでしょう。
- ・ クレジットカードは必要以上にたくさん作らないようにしましょう。
- ・ 金利、手数料、毎回の支払額、支払日、支払総額を必ずチェックしましょう。
- ・ 友人、知人に頼まれても、安易に借金の保証人にならないようにしましょう。
- ・ 借金返済のための借金はしないようにしましょう。

貸金業法が大きく変わります

(平成 22 年 6 月 18 日～)

※貸金業法・・・消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

<主な改正内容>



●借入総額が、年収の3分の1までに制限されます(総量規制)

貸金業者からの総借入残高が年収の3分の1を超える貸し付けなど、過剰な貸し付けが禁止されます。また、現在、年収の3分の1を超える借入れがある場合、借入総額が年収の3分の1未満になるまで新たな借入れが制限されます。
※住宅ローンなど対象外となるものもあります。



●貸金業者に、借り手の返済能力の厳格な調査が義務付けられます

貸金業者1社からの貸付残高が50万円を超える場合、または複数の貸金業者からの総貸付残高が100万円を超える場合は年収等を明らかにする書類が必要になります。



●専業主婦(夫)の借り入れには、配偶者の同意が前提となります

収入の無い専業主婦(夫)の場合、配偶者の同意書などの書類が必要となります。また借入総額は、本人と配偶者の年収を合算した金額の3分の1を超えない範囲内に制限されます。



●新たな借り入れの上限金利が20%に引き下げられます

出資法の上限金利が29.2%から、利息制限法の上限金利と同じ20%に引き下げられます。また、制限金利を超える利息の契約を禁止し、違反した業者は行政処分の対象になります。 ※利息制限法と出資法の上限金利の間を「グレーゾーン」と呼びますが、今回の改正でグレーゾーン金利は撤廃されます。

くらしのミニ知識

住宅エコポイントって？

エコ住宅の新築または住宅のエコリフォームを促進することにより、地球温暖化防止対策の推進と経済の活性化を図ることを目的として、平成21年12月に閣議決定されました。

環境にやさしい住宅を新築またはリフォームした場合、ポイントが発行され、商品等の交換ができる制度です。

【対象工事】

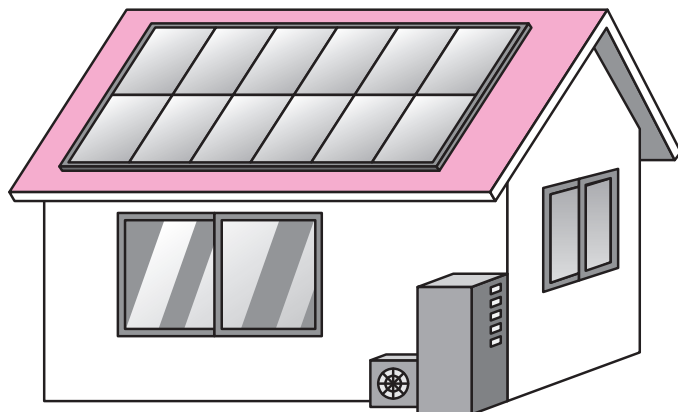
新築 平成21年12月8日～平成22年12月31日

リフォーム 平成22年1月1日～平成22年12月31日

ポイント申請開始 平成22年3月8日

なお、国では今年度制度の拡充（条件緩和、範囲拡大等）を計画しています。

詳しくは、住宅エコポイント事務局へ TEL 0570-064-717



消費者被害防止などのお話をさせていただく

消費生活出前講座を承ります！

県消費生活センターでは、職員がみなさまのお集まりの場所に出向いて、悪質商法の手口や対処方法などのご説明をさせていただきます。

- 出前講座の例
- ・消費者の会、地域の集まりなど
 - ・高齢者の集まり（老人クラブ、いきいきサロンなど）
 - ・高齢者や障害者を訪問する民生委員、介護ヘルパー等の研修会
 - ・高等学校（高校生の卒業前総合学習やPTA集会など）
 - ・社員研修
 - その他

お申込みは、まずはお電話で下欄の各消費生活センターへご連絡ください！日程を調整させていただきお受けいたします。

申込用紙は、下欄の県消費生活情報ホームページに様式がありますのでご利用ください。



『困った』『どうしよう』そんな時は県消費生活センター 又はお住まいの市町村消費相談窓口に早めにご相談を！

- **長野消費生活センター**……………電話 026-223-6777 FAX 026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田 98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)
- **松本消費生活センター**……………電話 0263-35-1556 FAX 0263-35-0949
(松本市中央 1-23-1 松本商工会館内)
- **消費生活センターおかや**……………電話 0266-23-8260 FAX 0266-23-8248
(岡谷市中央町 1-1-1 ララオカヤ1階)
- **飯田消費生活センター**……………電話 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703
(飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣)
- **上田消費生活センター**……………電話 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998
(上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎6階)

編集・発行 **長野県企画部 消費生活室**
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1
TEL 026-223-6770 FAX 026-223-6771

ながのけん **くらし得情報** はインターネットでも御覧いただけます。

県消費生活情報ホームページ ● www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyuhou/index.htm

